

論文

魔女観念と都市の司法

—— 近世アルザス帝国都市の魔女裁判から ——

牟田和男

1. はじめにー概況
2. 調書に見る傾向
3. カイザースベルクの裁判
4. 都市裁判官への証人尋問
5. シュレットシュタットの大量迫害
6. メディアと都市司法官
7. 都市裁判官の思考の特徴ー悪魔学的知の選択的適用
8. おわりに

1. はじめにー概況

近世ヨーロッパの魔女についての研究は悪魔学を中心とした魔女言説に焦点を当てるものと実際の魔女迫害を追うものと大きく2つのアプローチがあると言えるだろう。ウィリアム・モンターは近年、かつてロベール・マンドルーが行なった仕事についてまとまった論評を加えている。その中で彼はアルフレッド・ソマンの実証的批判でその多くを覆されながらもマンドルーの野心的試みがなお一定の価値を保っていることを認めている。その上で言説の世界と実際の迫害との乖離という未解明の問題に触れながら、これからのフランスの魔女研究の進むべき方向性として、悪魔学の言説と魔女迫害の裁判実務との関係を明らかにすることが急務だと説いている⁽¹⁾。モンターの提起している問題はまた日本の魔女研究におけるこれからの課題だとも言えるのではなかろうか⁽²⁾。言説と迫害との関係は

⁽¹⁾ William Monter, *Witchcraft trials in France*, in: Brian P. Levack (ed.), *The Oxford Handbook of Witchcraft in Early Modern Europe and Colonial America*, Oxford 2013, pp. 218–231; cf. Robert Mandrou, *Magistrats et Sorciers en France au XVII^e siècle. Une Analyse de psychologie historique*, Paris 1980; Alfred Soman, *Sorcellerie et Justice Criminelle (16^e–18^e siècles)*, Brookfield 1992.

⁽²⁾ 言説と迫害のそれぞれを代表する近年の研究として黒川正剛『魔女とメランコリー』新評論 2012年、同『魔女狩りー西欧の3つの近代化ー』講談社 2014年、小林繁子『近世ドイツの魔女裁判ー民衆世界と支配権力ー』ミネルヴァ書房 2015年。また悪魔学言説の普及についての意欲的な研究として田島篤史「15世紀における『魔女への『鉄槌』』の受容ーシュパイアーの印刷・出版業者ペーター・ドラッハの会計簿の分析を通じてー」歴史家協会年報第7号(2011年)。

従来漠然と想定されるに止まることが多く、相互の影響関係は必ずしも詳しく実証されてきたわけではないからである。

この問題提起を念頭に置きながら、本稿で抽出を試みるのは1354年から1679年までアルザス地方に存在した帝国都市の同盟、いわゆる十都市同盟に加わっていた諸都市において、魔女裁判に携わった司法当局者が持っていた魔女像である。

アルザス十都市同盟は1354年に皇帝カール4世の勅書をもって正式に認可され発足した都市同盟であり、皇帝の庇護を盾にして帝国都市としての自立性を確保することを目的にしていた⁽³⁾。ハーゲナウに置かれた帝国代官府 (Landvogtei)、カイザースベルクの帝国小代官府 (Reichsvogtei) を帝国代理の宗主と仰ぎ、忠誠を誓ってその保護を受けたが、あくまでも帝国直属身分としての独立性を主張していたのである⁽⁴⁾。

この都市同盟は帝国内での地位保全と外交について頻繁に連絡を取り、また会議を開いているが、こと刑事裁判に関しては協議は手続き問題に限られ、個々の実体的判断や共通の準則については一切申し合わせや協議をしていないことが特徴である。刑事裁判の中身について各都市は独自の判断を尊重し、互いに協力こそすれ一切干渉をしていない。したがって魔女裁判の処理についても共通の傾向が見出せるとしたら、それは内発的な事情によるものと考えられる。

まず確認しておきたいのは、全体として見た場合に十都市同盟の都市では魔女迫害が特に多かったわけではないということである。アルザス地域はヨーロッパの魔女迫害の中心に近い位置にあった⁽⁵⁾。この地域での犠牲者数は大まかな推測にしか過ぎないが、ブリッ

⁽³⁾ 十都市同盟については Lucien Sittler, *La Décapole alsacienne. Des origines à la fin du Moyen-Âge*, Strasbourg/Paris 1955; Bernard Vogler (dir.), *La Décapole. Dix villes d'Alsace alliées pour leurs libertés 1354-1679*, Strasbourg 2009; 時期によって多少の出入りはあるが、同盟に参加していたのはミュルハウゼン、コルマル、テュルクハイム、カイザースベルク、ミュンスター (グレゴリオ溪谷)、シュレットシユタット、オーバーエーンハイム、ロースハイム、ハーゲナウ、ヴァイセンブルク、ランダウ (ファルツ) の諸都市である。

⁽⁴⁾ Joseph Becker, *Geschichte der Reichslandvogtei im Elsass. Von ihrer Einrichtung bis zu ihrem Übergang an Frankreich 1273-1648*, Straßburg 1905; ders., *Die Geschichte der Reichsvogtei Kayersberg*, in: *Zeitschrift für die Geschichte des Oberrheins*, N.F. Bd. 17 (1902), S. 90-122, 217-250.

⁽⁵⁾ アルザス地方全体について今日的な意味における包括的先行研究は存在しない。cf. Robin Briggs, *Witchcraft and the Local Communities: The Rhine-Moselle Region*, in: Levack (ed.), *The Oxford Handbook of Witchcraft*, pp. 199-217; 古い研究で今でもよく引用されるのは Rodolphe Reuss, *La sorcellerie au XVI^e et au XVII^e siècle particulièrement en Alsace. D'après des documents en partie inédits*, Paris 1871; vgl. August Stöber, *Die Hexenprozesse im Elsaß, besonders im 16. und im Anfange des 17. Jahrhunderts. Zum Theil nach ungedruckten Originalakten*, in: *Alsatia, Jahrbuch für elsässische Geschichte*, Sage, Sitte und Sprache, 1856-1857 [6], S. 265-338; 近年の主な業績としてはアルザス中部レーブラウ溪谷を対象にした Maryse Simon, *Les affaires de sorcellerie dans le Val de Lièpvre (XVI^e et XVII^e siècles)*, Strasbourg 2006; 北部のハーナウ・リヒテンベルク伯領を扱った Stéphanie Doré, *Étude de la chasse aux sorcières dans les baillages alsaciens du comté de Hanau-Lichtenberg aux XVI^e et XVII^e siècles*, 2004 (Thèse non publiée) がある。一般書として Jacques Roehrig, *L'Holocauste des Sorcières d'Alsace: Un effroyable massacre au coeur de l'Europe humaniste*, Strasbourg 2011. 十都市同盟各都市での魔女迫害についても研究は非常に乏しい。

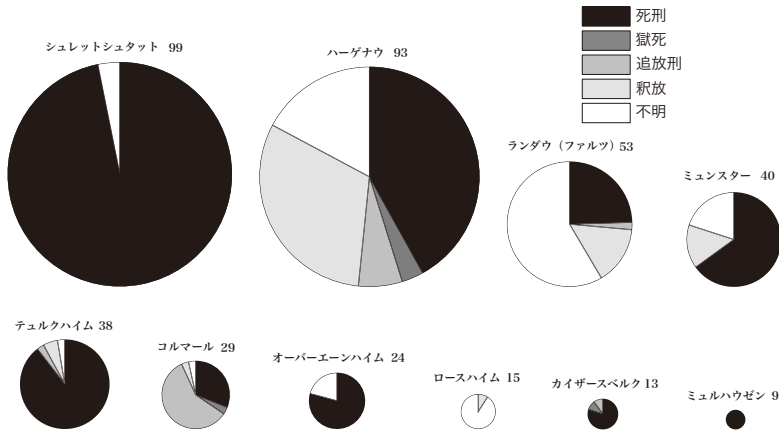


図 1

グズの推定によるとアルザス全域で処刑者数 1,000-2,000 人を数える。一方史料的に確認できる十都市の魔女裁判は 1448 年から 1658 年にまで跨るが、同時代の記録から筆者が算出した全体での処刑者数はおよそ 250 人余りである。この数字をどう評価するかは難しいところだが、アルザスの中では飛び抜けて多いとも少ないとも言えないだろう⁽⁶⁾。概況は図 1 に示す通りである。シュレットシュタットとハーゲナウが図抜けて訴追者数が多く、

cf. Roger L. Cole, « Les documents relatifs aux procès de sorcellerie dans les archives de Munster, une étude sommaire de la sorcellerie sur le plan local », dans : *Annuaire de la Société d'Histoire du Val et de la Ville de Munster*, t. 38 (1984), pp. 105-120 ; Friedrich Hecker, Die Stadt und das Thal zu Münster im St. Gregorien-thal, Munster 1890, S. 66-96 ; Marcel Moeder, « Les procès de sorcellerie à Mulhouse au quinzième siècle », dans : *Bulletin de la Société industrielle de Mulhouse*, t. 92, pp. 292-317 ; J. Seiller, « Turckheim et les sorcières », dans : Auguste Scherlen, *Histoire de la ville de Turckheim*, Colmar 1925, pp. 230-236 ; C. Winkler, Die Hexenprozesse in Turckheim in den Jahren 1628-1630, Colmar 1904 ; Alexandre Dorlan, *Notices historiques sur l'Alsace et principalement sur la ville de Schlestadt II*, Colmar 1843, pp. 187-226 ; Françoise Blum, « Les procès de sorcellerie à Haguenau (XVI^e-XVII^e siècle) », dans : *Études haguenviennes*, t. 21 (1995), pp. 27-78 ; Joseph Klélé, Hexenwahn und Hexenprozesse in der ehemaligen Reichsstadt und Landvogtei Hagenau, Haguenau 1893 ; Auguste Gyss, « La sorcellerie à Obernai et dans les cantons limitrophes », dans : *La petite lanterne* 92 (2000), pp. 5-10 ; O. Pisot, Die Hexenprozesse in Oberrhein, in : *Elsass-Land, Lothringer Heimat, Monatsschrift für Heimatkunde und Touristik* 18 (1938), S. 205-209 ; Christine Muller, « Aspects de la vie religieuse à Rosheim du Moyen-Age au XVIII^e siècle », dans : La ville de Rosheim (éd.), *Rosheim au XVII^e siècle-Tricentenaire de la confrérie Maria Hilf (1695-1995)*, Rosheim 1995, pp. 41-88 ; Rolf Übel, Wegen vielgeübter Zauberei und Hexenwerk. Hexenverfolgung im Süden der Pfalz und im Nord-Elsass, Landau 2003 ; ders. Hexenprozesse in Landau, in : *Blätter für Pfälzische Kirchengeschichte und religiöse Volkskunde* 62 (1995), S. 167-181.

⁽⁶⁾ Briggs, p. 201 ; 尚, 各都市の人口規模であるが, 17 世紀初頭の時点で最大都市のコルマルが 7,000 人, ハーゲナウの 6,000 人, シュレットシュタットの 4,000 人と続き, 少ないところではテュルクハイムがおおよそ 1,000 人と推定される。しかしいずれも 30 年戦争を挟んで人口の変動が大きく, 人口規模に応じた犠牲者の割合を割り出すのは極めて困難である。cf. Rodolphe Reuss, *L'Alsace au dix-septième siècle au point de vue géographique, historique, administratif, économique, social, intellectuel et religieux*, t. 1, Paris 1897, pp. 447-497 ; Jean Matter, Die Einwohner der 10 Orte von Stadt und Tal Münster gegen Ende des 30jährigen Krieges, in : *Zeitschrift für die Geschichte des Oberrheins N.F.* 56 (1943), S. 256-300.

特にシュレットシュタットの迫害の激しさが目立っていて全体の処刑者数を押し上げている。この概況を念頭に置きながらまずは彼らが下した判断、それを如実に反映している尋問調書、自白調書の内容を分析することで、外面的な特徴を掴むところから始めたい⁽⁷⁾。

2. 調書に見る傾向

各都市の制度的な違いについては詳述する余裕がないが、概ね都市参事会から数名のメンバーが選ばれて、これに市書記とシュルトハイスが加わって魔女容疑者の尋問に当たり、得られた自白は通常7名の証人の前で読み上げられ、被疑者本人の確認を経た後、最終法廷が開かれるという段取りであった⁽⁸⁾。魔女の訴追に自白が果たす役割が決定的であった以上、こうした調書には尋問に立ち会った人間の思考の傾向が表れていると考えられる。

一般的傾向とは大きな違いを見せるシュレットシュタットは後述するとして、筆者が調査した限りでそれ以外の都市の尋問・自白調書から得られる大雑把な傾向は以下の諸点にまとめられる⁽⁹⁾。なお各都市毎及び時系列的にはもちろん偏差がある。しかしここではそれらを捨象して理念的な型の抽出を旨とした。

1 まず調書の中に必ずと言っていいほど登場するのは、悪魔との契約、悪魔との情交、空中飛行、魔女のサバト、害悪魔術である。これらが一まとまりで魔女犯罪を構成している。悪魔との馴れ初めについてはやや詳しく記述されており、その身の上がほとんど分からない被告の生活史を知りうる貴重な情報源である。当時行き渡っていた魔女犯罪の徴表としては、その他にも獣姦、同性愛、動物への変身等があるが、いずれも性別や地域の偏りが大きく、女性が犠牲者の大半を占めた都市の魔女迫害では殆ど見られない。動物への

⁽⁷⁾ ここで言う「尋問調書」とは、尋問者が被告と直接向き合って速記として記録したものを言う。これを清書し読み上げて他の証人及び参事会員を形式的にせよ納得させるためのものは「自白調書」と記す。残存する史料は圧倒的に後者である。

⁽⁸⁾ 以下本稿では参事会員とシュルトハイス、市書記を合わせて「司法官」と記す。

⁽⁹⁾ 尋問・自白調書に関して調査に利用した主な史料は次の通り。Les Archives Départementales du Bas-Rhin (以下 ADBR), 3B 307/1; Les Archives Départementales du Haut-Rhin (以下 ADHR), 1E 72, 1E 75, 1E 76; Les Archives municipales de Munster (以下 AMM), FF2, FF4, FF5, FF7; Les Archives municipales de Mulhouse, VIII O/1; Les Archives municipales de Colmar (以下 AMC), FF345, FF364, FF365; Les Archives municipales de Sélestat (以下 AMS), FF34, FF37, FF38/1, FF38/2; Les Archives municipales de Strasbourg (以下 AMSt), Z117; Les Archives municipales d'Obernai (以下 AMO), FF20, FF20a; Les Archives municipales de Haguenau (以下 AMH), FF171, FF172, FF173, FF174; Les Archives municipales de Turckheim (以下 AMT), BB 17; その他魔女迫害調査に利用した文書館・図書館は Les Archives municipales de Kaisersberg; Stadtarchiv Landau in der Pfalz; Landesarchiv Speyer (以下 LAS); Bundesarchiv (Koblenz); La Bibliothèque Humaniste Sélestat; 但し史料状況に制約されて調書の分析には限界がある。ハーゲナウの調書はかなりの部分が失われており、またランダウには調書がまったく残っていない。さらにヴァイセンブルクには裁判記録そのものが一切残っていない。ロースハイム市文書館の史料は現在 ADBR に移管されているが、ここにも調書は見当たらない。

変身が十都市ではほとんど見られないことは、都市と農村の比較からも興味深い⁽¹⁰⁾。また愛の魔術が見られないことも特徴である。愛の魔術はごく一部のエリートの事例に限られる⁽¹¹⁾。

2 魔女の集会についても必ず記述がある。ところが記述は極めて素っ気ない。どこそこへ飛んで行った、塩とパンが無かった、或いはせいぜい「踊った」「楽しかった」といった記述があるくらいで、具体的なサバトの描写が欠けている。これは同じく筆者が調査したシュヴァーベンのフルステンベルク伯領の調書と顕著な対照をなしている。ここでは参加者の名前だけでなくその身分序列、服装、食事の内容、悪魔と行なった淫らな行為が事細かに記されている⁽¹²⁾。

3 魔女嫌疑の中心をなしているのは具体的な個人及びその財産に対する害悪魔術である。こうした害悪魔術が複数の個人に対してなされたことを多くの自白調書では列挙してある。しかし仔細に見るとそれら複数の個人への害悪魔術は等し並に扱われているわけではない。多くは調書の前半に記述してある一人の特定の個人への危害についてだけその間の事情が簡潔に記され、その他は誰それを病気にした、誰その家畜を殺したといったほとんど箇条書きのリストに近い。被害者の名前すら記されない場合も多い。

4 ほとんどの調書には天候魔術が記されている。しかしこの不特定多数に対する害悪魔術は隣人への個別的害悪魔術の陰に隠れて、簡単なある種紋切り型の言い回しに終始することが多い。多くは数名で語らって「(悪天候を呼ぶために) 鍋をひっくり返した」「雹を降らせた」「霜を降らせた」「作物が駄目になった」といった記述で占められる。注目すべきはアルザスは葡萄酒の一大産地であるにもかかわらず、葡萄に対する天候魔術も周縁的な位置づけに見えることである。シュヴァーベンのハプスブルク領について調査したディリンガーは天候の影響を受けやすい葡萄栽培と天候魔術との関連を指摘し、特に葡萄栽培業者からの魔女告発を目立った特徴として取り上げているが、本稿で扱う諸都市では

⁽¹⁰⁾ シモンが記述するような多様な動物の悪魔性も猫を例外として希薄である。Simon, « Les animaux du diable : animalité et sorcellerie dans le Val de Lièpvre (1570-1630) », dans : *Histoire et sociétés rurales* 17 (2002), pp. 63-89 ; Id., *Les affaires de sorcellerie*, pp. 270-290 ; Reuss, *Sorcellerie*, pp. 24-25, 81-83 ; 住民の証人尋問には動物の悪魔性への言及が見られるが、司法官の見解はむしろ否定的である。AMO, FF 20a (Barbara, Vrsula keymin vonn Lindauw döchterlin …) ; ミュンスターで訴追されたある女性は不吉な予言をする鳥について語っているが、市当局はこれをでたらめの作り話だと決めつけており、自白調書にはこの話題は記載されていない。AMM, FF 2/10 (Brief an Caspar Vogler), FF 4, fol. 92-99, FF 7/2 ; 但しサバトへ向かうにあたっては通常の乗物である干草フォークの他に猫や豚などの動物もよく見られる。

⁽¹¹⁾ LAS, E6/1832/Q14 ; Übel, *Wegen vielgeübter Zauberei und Hexenwerk*, S. 71-72.

⁽¹²⁾ Muta, Kazuo : Fürstenberg, Grafschaft. In : *Lexikon zur Geschichte der Hexenverfolgung*, hrsg. v. Gudrun Gersmann, Katrin Moeller und Jürgen-Michael Schmidt, in : *historicum.net*, URL : <https://www.historicum.net/purl/jfzpm/> (20.11.2016) ; レーブラウのサバトについては ct. Simon, *Les affaires de sorcellerie*, pp. 206-214.

それとは違った結果が出ている⁽¹³⁾。カイザースベルク、テュルクハイム、オーバーエーンハイムは葡萄酒の輸出が市の財政の大きな部分を占めており、葡萄栽培業者のツンフトが存在したにもかかわらず、彼らからの天候魔術を理由にした告発は見られない。天候魔術はあたかも調書の形式を整えるための修辞に過ぎないかのように見える。

5 隣人への個別的害悪魔術の手段としてはほとんどが物理的・肉体的な接触による。悪魔の軟膏を塗った手で触る、悪魔にもらった棒で打つ、毒の飲み物を飲ませるといった手段が代表的である。これに対し邪視、呪文、牛乳盗みのように空間的に離れた位置から遠隔操作で危害をもたらす例は見られない。特に図像でも広く知られている牛乳盗みの魔術への言及は調査した限り僅か2例のみで、しかもそれは当局の主導による調書ではなく、民間の証言によるものである。牛乳盗みの噂をきっかけにした名誉毀損訴訟でテュルクハイム市は噂をした者に罰金刑を課し、発信元の女性を晒し刑に処している⁽¹⁴⁾。意外なことに当時からチーズの生産で知られていたミュンスターでは牛乳盗みについてまったく触られていないのである。

以上、尋問・自白調書から外面的に読み取れる特徴を列挙したが、各都市間、また他領との間で交わされた往復書簡を見ると、逮捕された人物の身上に関する情報収集以外に共犯者についての照会と情報提供が大きな位置を占めている⁽¹⁵⁾。共犯者を探すということは、魔女犯罪が秘密のセクトによって行なわれる組織犯罪だということを前提にしている。神と世俗の秩序に挑戦する陰謀集団によって脅威にさらされる共同体を防衛するという観念と容易に結びつく。

ところが尋問・自白調書において目立つのは共犯者の記述が意外に少ないことである。図2はシュレットシュタットとそれ以外の町に残っている調書を分析したものである⁽¹⁶⁾。サバトで誰それを見たという共犯者の自白こそは魔女裁判が次の魔女裁判を呼び連鎖的な大量迫害につながる動因である。しかしシュレットシュタットについては後述するとして、それ以外の町ではグラフに見るように半数以上の調書で共犯者の自白が欠けている。自白

⁽¹³⁾ Johannes Dillinger, »Böse Leute«, Hexenverfolgungen in Schwäbisch-Österreich und Kurtrier im Vergleich, Trier 1999, S. 234–243.

⁽¹⁴⁾ AMT, BB17, fol. 67v–69r.

⁽¹⁵⁾ 特に残存する書簡が多いのはシュレットシュタットとオーバーエーンハイムである。オーバーエーンハイムは共犯者について頻繁な情報交換を行なっているにもかかわらず、魔女裁判の件数自体は少ない。AMO, FF20/80, FF20/82, FF20/83, FF20a/27a, FF20a/27aa, FF20a/30, FF20a/31, FF20a/35, FF20a/38, FF58/3; やや目立つのは後述カイザースベルクのザロメ裁判で4名の共犯者の名前をテュルクハイムに求めた例であるが、皇帝の令状までもらってそれにこだわったこの裁判では都市の体面がかかっており、あらゆる手を尽くして被告の有罪判決を帝室裁判所に納得させなければならないという個別事情が関わっていたように思われる。ADBR, 3B 307/1/39; AMT, FF3.

⁽¹⁶⁾ 一人につき複数の調書が作成されているものも多いが、それらは統合して被告人毎の統計を出した。

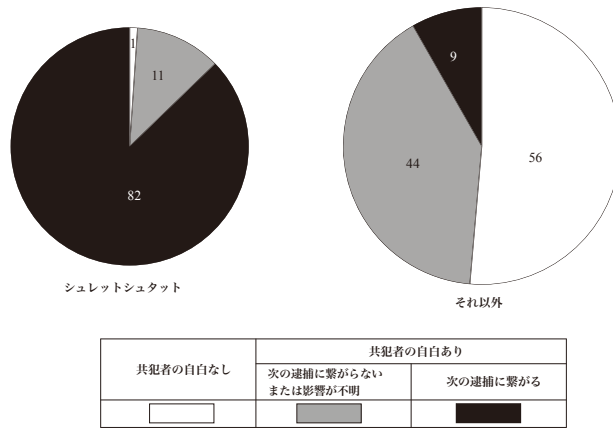


図 2

をした場合でも被告は既に処刑されてしまった人物の名前を挙げることも多い。また一度に複数が逮捕された場合、対質を経て被告同士が相互に告発し合うことが珍しくない。

さらに新しい人物の名前が挙げた場合でも、それが明らかに次の逮捕へとつながっていった事例は驚くほど少ない。尋問者は被告から隠れた共犯者の名前を積極的に引き出そうとはしていなかったし、たとえ被告が他人の名前を挙げたとしても、これを手掛かりにして魔女のセクトを根絶しようという熱意に欠けていたように思われる。

魔女裁判のかなりの部分は都市住民からの告発や不穏な噂をきっかけにしている。多くの被告は逮捕される以前から住民に魔女の疑いを持たれており、それが何かある一つの不幸な出来事をきっかけに一気に公的な訴追の場へと引き出されることが多い。これに対応する形で都市の司法官が時に非常な熱意を持って取り組むのが、訴追のきっかけになった具体的な事件の解明である。調書に複数挙げられている個別害悪魔術の中でも当局が真に注意を向けていたのは公的裁判のきっかけを作った具体的不幸の因果関係の解明だったように思われる。17世紀半ばのコルマールの事例では、被告が既に悪魔との関わりと神の否認を自白しているにもかかわらず拷問が続き、パン屋の娘を殺すよう悪魔が命令した旨の供述が繰り返される。最後にはついに被告は悪魔の軟膏を塗った右手で娘の胸を触ったことを自白する。司法官が知りたかったのはこの殺人の具体的方法であったかのようである⁽¹⁷⁾。

尋問・自白調書を見る限りでは都市司法官の関心は個別犯罪としての害悪魔術に注がれており、同じ魔女犯罪と言っても共同体全体に対する攻撃といった世界観の性格は背景に

⁽¹⁷⁾ AMC, FF365/66.

退いているように見える。この点を次に少し立ち入って見ていこう。

3. カイザースベルクの裁判

ここで取り上げるのは 1579 年から 1588 年まで続いたカイザースベルクの魔女裁判及びそれをきっかけにした帝室裁判所での訴訟である⁽¹⁸⁾。まず事件の概要を簡単に見ておく。

カイザースベルクの富裕な市民ザロメ・ゲーブヴァイラーは、1579 年 9 月 14 日に養育している子供達と一緒に町を出て市門に差し掛かったところを門衛に捕縛された。逮捕の直接的なきっかけはおよそ 3 ヶ月前に死亡したフリードリヒ・ブッツマンという風呂屋を殺害した容疑であった。ブッツマンはザロメの家で飲物を振る舞われ、その後気分が悪くなって床に臥せり、3 週間後に死んでいる。死の直前に彼は隣人 2 人を枕元に呼んだ。自分はザロメの飲物のせいで死ぬのだ、参事会は魔女を罰することもなく野放しにしている、彼らは皆首を切られて然るべきだと激しい非難の言葉を口にしている。ブッツマンの死後検討を重ねた参事会は、自宅に籠っていたザロメが外出した機会を捉えて逮捕したのである⁽¹⁹⁾。

彼女の逮捕の知らせを受けて夫のヨハン・バプティスタとザロメの兄弟はすぐに手を打った。帝国代官に助力を請う手紙を書くと共に帝室裁判所に裁定訴訟を提起している。同年 10 月 29 日に帝室裁判所はザロメの釈放命令を発したが、この命令に市側は従おうとしなかった。

拷問は翌年 7 月 16 日から 27 日の間 5 日間 7 度にわたって行なわれ、それによってザロメは魔女犯罪を自白した。危機感を抱いたザロメ支援者は 7 月 27 日にシュパイアーの帝室裁判所に無効抗告訴訟を起こす⁽²⁰⁾。8 月 5 日に死刑執行を予定していた参事会は近隣からの見物人を予想して処刑を大掛かりな見せ物として演出するつもりであった⁽²¹⁾。市が通達吏から無効抗告訴訟の召喚状を受け取ったのは 8 月 3 日。まさにぎりぎりのタイミングであった。この訴訟の開始によって市は渋々処刑を中止したが、しかしザロメの監禁は解かなかった。

ザロメは 1580 年 7 月 20 日の取調べから少しずつ魔女の罪を自白している⁽²²⁾。彼女の尋問調書の原本は失われているが、供述調書作成直後の 1580 年 8 月 18 日に帝国の委任官と

⁽¹⁸⁾ vgl. Peter Oestmann, *Hexenprozesse am Reichskammergericht, Köln 1997*, S. 456–458.

⁽¹⁹⁾ ADBR, 3B 307/2/54, fol. 9r–9v, Art. 13.

⁽²⁰⁾ ADBR, 3B 307/1/2; 無効抗告訴訟については Oestmann, S. 63–73; また小林前掲書 215 頁。

⁽²¹⁾ ADBR, 3B 307/1/54, fol. 17v Art. 62.

⁽²²⁾ ADBR, 3B 307/2/54, fol. 26v–45r.

証人を前に本人に対する再尋問が行なわれており、そこから7月の取調べの実際をかなり詳細に知ることができる⁽²³⁾。ザロメに対する拷問は通常4~5名程度で、シュルトハイスのゲオルク・オッフインガーが尋問を行ない、書記のフォルラートがこれを記録する形で行なわれた。2名の参事会員（ヴェンデリン・モーナー、ハンス・フロッシュエッサー）が常時立ち会っており、その他の参事会員は時折参加している。

取調べはほとんどもっぱら2つの問題に集中した。ザロメに先立って魔女として告発された3名の女がいずれもザロメのことを魔女の仲間だと自供していたが、彼女らと関係があったのかどうか、もう一つは風呂屋ブツマンの死因にザロメがどう関わっていたのかという点である。7月16日にまず2時間の考える猶予を与えられた。彼女は無実を訴えたので刑吏が呼ばれ、半時間説得させた。それでも自白しないので彼女を縛って足は地面から離れない程度に3度床から引き上げた。自供しないザロメに対して3日後に再度同じ拷問が行なわれている。もうやめてくれ、今は話せないが日を改めて話すと彼女が懇願したため、その日はそれで中止し、翌日に再び尋問が行なわれる。その日はまず拷問なしで尋問された。ザロメは処刑された女たちとは一切関わりがない、彼女らは、嘘を言っていると主張する。ブツマンは自分の家で飲物を飲んだかもしれない、その他の詳細な状況については語る必要がないと言った。それで石を付けて3回床から引き上げた。拷問の前には石を見せてその効果について説明がされている。市側の主張によれば引き上げたのは「主の祈り」を唱えるだけの短い時間であった。休ませてくれ、そしたらその後で喋るというザロメの願いは受け入れられ、休憩の後再び尋問が行なわれる。今度は彼女は拷問無しで全能の神を否認したと自白した。尋問者はこれを重大な徴表だとして翌日再度の尋問を行なった。ザロメは前日の自白について、あれは苦しさを逃れるために仕方なく言ったのだと再度無実を訴えた。それでまた最初は重しをつけずに、続いて重しをつけてザロメの体を引き上げ、また降ろした。そこでよく考えてみると尋問者に迫られている。ザロメからは昨日の自白は真実に間違いなく、神様にもお上にも厄介をかけて申し訳ないという言葉が引き出された。しかしブツマンには家で飲物を与えたが、それは夫の痛風の薬だったとあくまで殺害を否認する。また女たちとの関係も否定した。翌々日の21日にまた尋問が行なわれた。拷問の有無は定かではない。それまでの自白に間違いないと繰り返したが、今度は夫との不和につけ込む悪霊との再度の出会いを自白する。自分を告発した女たちについてはこれまで通り関係を否認し続けた。27日にはついに(参事会の主張によれば)拷問無しで先の女たちと魔女の仲間であり、集会にも行ったと自白する。神の否認につい

⁽²³⁾ ADBR, 3B 307/2/55, fol. 84v-95r.

でもこれを認めた。しかし参事会はこれで満足しなかった。翌 28 日には風呂屋殺害の件について厳しく詮議される。自白しようとしなかったので再度拷問し、ザロメはついにブツマンを殺害したと自供したのである。

その場の苦しさに耐えかねて一旦は糾問者の見立てに沿った供述をするが、また気を取り直して否認し、しかし密室での繰り返しの強要に追い詰められて負けてしまうという、冤罪事件での被疑者の虚偽自白と共通した心理過程をここに読み取ることは難しくない⁽²⁴⁾。こうして出来上がった自白調書は問いと答えという本来の構造を捨象され、被糾問者自らが語る一つのストーリーの体裁をとることになる。以下に改めて自白内容を簡単に紹介する⁽²⁵⁾。

ザロメは知人の子供 4 人を預かって養育していた。しかしそのことで夫と不和になっていた。ある日彼女が昔知っていたオッティリアという女が尋ねて来た。そして自分はザロメと夫の不和のことを知っている、自分の言う通りにすれば問題を解決してあげよう持ちかけた。どうすればいいのかと問うザロメにオッティリアは全能の神を否認せよと言う。嫌がるザロメにしつこく迫るので、とうとうザロメは言う通りに神を否認する。悪魔は金をくれたが、それはよく見るとただの石であり、投げ捨てる悪魔は消えた。

別の日に料理をしていてバターで火傷をしたザロメは、傷の手当のために滴瀝葡萄酒を探しに地下蔵に行った。滴瀝葡萄酒がなかったばかりか、樽から上等の葡萄酒が夜のうちに流れ出してなくなっていた。こんな不始末を夫には言えないと思った彼女は不愉快な気分になった。地下蔵から戻ると黒服の見かけない男が立っていた。何の用かと尋ねるザロメに、自分は数日前にあんと話した女だ、自分は女にも男にもなれるのだ、約束を果たして自分の言いなりになれ、さもなくば殺すと悪霊の正体を現した。ザロメは嫌がったが抵抗すると何をされるか分からないと思い、渋々従って悪魔と情交に及んだ。生身の人間とは違って体は冷たかった。それから悪魔は神に祈ることを禁じた。彼女がイエス様と叫ぶと悪魔は消えた。

その後先に処刑された 2 人の女たちと魔女の集会に参加した。逮捕の前年にはまた雄鶏に乗って集会に参加したが、そこでは知っている者は誰もいなかった。豪勢な料理と葡萄酒が供されたが、パンと塩はなかったので、彼女は騙されたと思った。帰る時も雄鶏に乗り、降りると雄鶏は消えた。

ある時風呂屋のブツマンに瀉血を頼んで自宅に来てもらった。その時何か飲物を出そ

⁽²⁴⁾ 浜田寿美男『自白の研究—取調べる者と取調べられる者の心的構図』北大路書房 2005 年

⁽²⁵⁾ ADBR, 3B 307/2/55, fol. 95v-100r.

うと家の隅に行くと、そこに悪魔がいて彼女に黒い粉を渡し、これを飲物に混ぜて出せと言う。抗うザロメに対し、悪魔は言うことを聞け、さもなくば殺すと首を絞めにかかった。そこで仕方なく粉を混ぜてブツマンに飲ませた。その後彼は病気になり、その妻がザロメのところにやって来て、夫が病気なので何か目眩に効くものをくれないかと頼んだ。これに対しザロメは病人に効くものを持っているから金が必要なら貸してやろうと答える。風呂屋の妻はこれを断った。その2週間後にブツマンの所に瀉血に行き、妻に彼の容態を尋ねた。病気は重いと知ると、彼を慰めに部屋に行った。ザロメは悪魔と関わりを持って神を否認した後、クリゾリトゥスという石をつけた金の指輪をはめた。それ以降彼女は悪魔につきまとわれることはなくなった。

ザロメの自白には悪魔との契約と神の否認、塩とパンを欠いた魔女のサバト、悪魔との情交、害悪魔術という典型的な悪魔学の図式に沿った要素が一通り出揃っている。しかし尋問官が執拗に追及したのは共犯者との関係と害悪魔術の具体的な行使であった。共犯者は既に逮捕されて運命の決まった女たちに限られており、新たな仲間の名前は引き出されていない。またサバトの描写は簡素で素っ気ない。儀式的な要素もなければ集会での悪魔崇拜や性的オルギアの描写もない。それでもまだ平均的な調書に比べれば詳しい方である。そして彼女が犯したとされる害悪魔術は特定の人間に対する毒殺であり、不特定多数を対象にした天候魔術ではない。司法官の関心は魔女の特性の総花的な描写ではなく、因果関係を特定できる具体的な犯罪行為に集中しているように思われる。そして何よりも注目すべきは彼女が神への大逆を自白しても彼らは満足せず、なお尋問を続行して殺人事件の再構成を試みていることである。

参事会に対して市民ブツマンは激烈な非難を口にしており、また裕福な者が処罰されるのを喜ぶ市民の空気があり、分け隔てなく悪い魔女を処罰する公平なお上が求められていた。一方でザロメの縁者は帝国代官府とつながりがあり、その威光を笠に高圧的な態度で帝国都市の対面を傷つける言動が目立っていた。さらにザロメの財産没収を狙う帝国小代官フォン・シュヴェンディの影も背後にちらついている。紙幅の関係で詳述できないが、この事件はこうした政治力学状況の中で起こっている⁽²⁶⁾。だがこの事件を無意味な政治的茶番劇だとして片付けることには問題がある。裁判というもののが正当性への確信の上に成り立っている以上、司法官はその判断を自分の中で合理化・正当化しようとするものだからである。魔女迫害が魔女裁判という形を取るならば、そこに切り込む必要がある。

⁽²⁶⁾ ADBR, 3B 307/2/54, fol. 15r, 109v, 110v, 3B 307/2/55, fol. 232r, 283v.

4. 都市裁判官への証人尋問

さて無効確認訴訟が始まって原告側（ザロメ支援者）と被告側（カイザースベルク市）双方は訴状と答弁書を提出して双方の主張を整理してぶつけ合うが、これを受けて帝室裁判所は調査官を現地に派遣し、原告側と被告側双方に尋問を行なっている。原告側証人5名に対する尋問に続いて、被告側の証人23名に対しては1583年8月に召集が行われた。尋問はあらかじめ作成された雛形にしたがって行われ、一般尋問と特別尋問合わせて原告側証人尋問では123項目、被告側に対しては213項目に及ぶ詳細なものである⁽²⁷⁾。尋問項目を誰が作成したのかは詳らかではない。しかし内容的に証人が属する当事者側の主張と矛盾する言明を突きつけるものが多く、総じて原告側、被告側双方に対する反対尋問的な性格が濃厚である。特にこの被告側証人尋問ではザロメの拷問に立ち会った市側の司法官延べ9名の全員が証言台に立っており、市当局の思考態度がよく表れている。尋問は非常に多岐にわたるが、ここでは（1）魔女の証言の信用性、（2）出来事の事件性と因果関係、（3）悪魔の能力、（4）法学的素養の問題に絞り、特徴的な部分をかいつまんで紹介したい。

（1）証人尋問ではザロメを自分たちの仲間だと語った3人の魔女の自白の信用性が問題にされる。「証人はこの女どもが魔女だと思うか」「いかなる根拠でそう思うのか」「証人はこの女どもが魔術を実行するのを見たり聞いたりしたのか」「彼女らが本当に魔術を行使したと思うか、それとも自然的な事柄としてそうなりえたのか」等突っ込んで聞かれている。これに対し証言台に立った9人の被告側司法官（シュルトハイス、市書記、7名の参事会員）のうち当該質問をされていない1人を除いて証言を集約すると次のようになる。自分は彼女らが魔術を行使したのを見ていない、言えるのは彼女らがそう自白したということだけであり、自白内容が本当に真実だと思うかどうかは肯定も否定もできない。自分は見えていないが彼女らは魔女で実際に魔術を行使したと信じると証言している一人を除き、他は断言を避けた慎重な言い回しに終始している。自白の信用性を取って求めるとすれば、自分の耳でそういう自白を聞いたということ以外にはない。つまり被糾問者の自白は確かに証拠の女王ではあるが、内容的な確証としてはおぼつかないと言える。象徴的なのは参事会員ハンス・フロッシュエッサーの答えであろう。「証人が言えるのは、この女たちの自白調書がそう物語っているということだけである。彼女らが本当にそれをやれ

⁽²⁷⁾ ADBR, 3B 307/2/54, fol. 107v-130v, 3B 307/2/55, fol. 63r-84r.

たのかどうかは、神と彼女らの良心に任せたい⁽²⁸⁾。」

彼らは自白の裏付けを取ろうとしなかったわけではない。参事会員フランツ・モーナーは語る。「これらの子どもがダンスや飛行について誤った空想によって自白をなしたのかどうか、それについては証人は何も言えない。しかし証人は子どもからある特定の場所でダンスを踊ったと聞いたとき、そこで草が踏み荒らされていないか、ダンスや彼女らが居た跡が残っていないか検分するために、時々実際にその場所に行ってみた。しかしそのような跡は微塵も見られなかった。彼女らが拷問や恐怖によってそうした自白をなしたのかどうか、そのようなことが法的にありうるのか、それは学識法曹に判断を委ねたい⁽²⁹⁾。」帝国都市の準坵法であったカロリナ 55 条は自白が真実でないとは判明した場合には再尋問を規定している。それに従って彼女らに再尋問したのかどうか史料は語らない。

(2) 風呂屋ブツマンの死因については本人の健康状態が悪かったこと、飲酒と不摂生が見られたこと、さらには本人に大言壮語癖がありその言明の信用性に問題があることまで含めて詳細に尋問されている。しかし飲物に毒が入っていたという心証をどうやって得たのかと訊かれて、すべての証人はブツマン本人の言明とザロメの自白のみに頼っていることが何よりも特徴的である。後年獄中で死亡したザロメが魔女であることを証明するために市当局は検死を行なっているから、医学的所見が証拠能力を持つことは市も認めているわけであるが、ブツマンの検死は行われていない⁽³⁰⁾。

(3) 魔女が実際に空を飛んだり超自然的な現象を起こせるのかどうかという悪魔学的議論にも尋問は踏み込んでいる。「証人は悪魔がそうした魔術を眩惑によって生み出しているとは思わないか。」悪魔は魔女だけでなく、裁判官をも誑かして誤った判断をさせるのではないか⁽³¹⁾。これに対して、証人からは一様に裁判官つまり市当局は法に従って裁くのみだから誤ることはないという返答が聞かれる。

「証人は悪魔が霊的な存在であることを信じるか」、「霊もまた肉体と足を持ち、誰かに触れることができるか」、「霊が女と肉体的かつ現実に交わり、合体することを事物の自然によって見聞きすることが可能か」という一般的質問もある。これについてはほとんどすべての証人が知らない、分からない、専門家に聞いてほしいと答えており、司法官だけで

⁽²⁸⁾ ADBR, 3B 307/2/55, fol. 287r.

⁽²⁹⁾ ADBR, 3B 307/2/55, fol. 269r-269v.

⁽³⁰⁾ ADBR, C43/57; 魔術の疑いのある不審死については検死が行なわれることもあった。vgl. AMC, FF 365/62; AMT, BB 17, fol. 57v-59r.

⁽³¹⁾ ADBR, 3B 307/2/55, fol. 66r-67r, 71v, 76r.

なく次のように答えた主任司祭オッフエンロッホも同様である。「その質問は証人の理解力を越えている。学識ある人に聞いてほしい⁽³²⁾。」

しかし彼は別の質問に「以前はこうした肉の交わりを単に空想上のものだと考えていた。しかし聴罪司祭としてそうした女たちに付き添い、彼女らの告白を聞くうちに、それは本当に起こったことだと考えるようになった」と答えている⁽³³⁾。1571年に出版され隣町シュレットシュタットの魔女裁判について報告しているラインハルト・ルツの『魔女についての真実の新聞』では、魔女は悪魔に惑わされて非現実の幻を信じ込んでいるのだと考えている⁽³⁴⁾。オッフエンロッホもおそらくこうした論稿を読んでいただろうが、自分の学識に自信があったわけでもなさそうである。

この中で唯一参事会員フロッシュエッサーのみは「悪魔は霊に過ぎず、肉もなければ足もない。肉体の交わりは現実には起こりえないと思う」「女どもは悪魔に身を捧げたのだから悪魔と関係していたと信じる、しかしどういふふうに行なわれたのかは各自が語るに任せる」と述べている⁽³⁵⁾。被疑者は現実には起こりえないことを自白しているかもしれないが、悪魔に眩惑されてありもしないことを信じること自体が罪であると彼が考えていたとすれば、悪魔との情交や肉体的な移動の現実性は重要ではなくなる。

(4) カイザースベルク市の司法官には法律知識の欠如が目立つ。「証人は何が法的に十分な徴表であるか、一般的な噂はそれに属するか知っているか。」という質問に対して「知らない。(中略)法に通じた人間に聞いてほしい。噂のことについても同じ」と答えている市書記ヨハン・フォルラートをはじめ、全員が自らの知識のなさをあけすけに語っている⁽³⁶⁾。ザロメを裁く立場にあったこの証人9名のうち3名はそもそも文字の読み書きができない。「どのような徴表が拷問のためには適法であり、どの程度なら行き過ぎになるのか、証人は知っているか」という質問にも「法の命ずるところに従う」「法に委ねたい」といった答えが続く。婉曲な言い回しではあるが、明らかに知らないということの言い換えに過ぎない⁽³⁷⁾。なお訴訟においては市の法律顧問が書類の作成にあたる。しかし法律顧問ラミ

⁽³²⁾ ADBR, 3B 307/2, fol. 239v; 一方で刑吏の発言も当時の魔女観念を考える上で興味深い。最後の拷問で失神したザロメを揺すり起こした彼はザロメが失神の間「山羊ヶ原」つまり魔女の集会場所に居たのだと言っている。ADBR, 3B 307/2/55, fol. 94r.

⁽³³⁾ ADBR, 3B 307/2/55, fol. 239v-240r.

⁽³⁴⁾ Reinholdus Lutz, Warhafftige Zeitung Von den gottlosen Hexen, auch ketzerischen unnd Teufels Weibern, ... s.l. 1571.

⁽³⁵⁾ ADBR, 3B 307/2/55, fol. 294v.

⁽³⁶⁾ ADBR, 3B 307/2, fol. 308r.

⁽³⁷⁾ ADBR, 3B 307/2/55, fol. 67r, 69v.

ンガーは魔女裁判の合議に一切加わっておらず、形式的な助言と書類作成以上の役割を果たしていない。実質的判断は完全に素人裁判官団が行っていたわけである。

市の司法官の思考は独断的決めつけと実証精神がちぐはぐに共存しているかのようである。物的証拠を探そうという気がなかったわけではないが、中途半端に放置している。ひたすら被糾問者の供述に頼り、突っ込んだ質問に対しては言葉を濁す彼らの姿からは、司法官自身が本当に納得してゼロメに有罪を言い渡していたのかという疑いすらも浮かんでくる。悪魔学の原理的な問題についても市のエリートたちの間では意見の一致を見ていない。いずれにしても裁判官は目の前の問題にその都度判断を下していかねばならない。悪魔との情交が現実であれ空想であれ彼女たちはそう自白した。難しいことは分からないが自白があればそれでいいではないか。そういったあたりがおそらくは集約点だったのではないか。一方で当事者の供述頼みながら殺人事件の真相究明には執着する。公平なお上としての世俗の政治姿勢こそが優先課題であった。そして彼らが見ようとしていた真相とは飲物に混ぜられた悪魔の粉であり、その供述を引き出すために拷問を繰り返したとしか思えない。

5. シュレットシュタットの大量迫害

上述のような一般的傾向と顕著な対照をなす例外がシュレットシュタットである。ここでは1626年から1642年までの間に約100人が魔女として訴追され、そのほとんどが処刑されている⁽³⁸⁾。そしてほとんどの被告は共犯者の名前を自白して、それが次の逮捕、拷問、処刑へとつながっていく典型的な連鎖型迫害の様相を呈している。共犯者に関する情報交換も盛んに行なわれており、残されている書簡からは他領からの照会に答えるだけでなく、市自らが極めて積極的に情報収集を行っていたことが分かる。

この町では既に1626年から散発的な魔女裁判が行われていたが、一気に大量迫害に突入するのは1629年からである。きっかけはシュトラスブルク聖堂参事会領の隣町ケステンホルツで前年に起こった魔女迫害だった。ここでは住民の共同体を代表して18名から成る「委員会 (Ausschuß)」がヘレーナ・シリングとカタリーナ・シュテーリンという2名の女性の処刑を要求していた。委員会はこの要求が聞き届けられなければ今後お上の命

⁽³⁸⁾ AMS, FF 35, FF37, FF 38/1, FF 38/2; Dorlan, *op. cit.*, pp. 187-226.

令には従えないと強硬な姿勢を見せている。この事情を聖堂参事会に報告した在地の管区長は魔女の害悪が疫病のように広がっており、人間とその食料に多大の被害をもたらしていると書き送っている。これに対する聖堂参事会からの指示は、住民からの告発を奨励して疑わしいものをさらに炙り出せ、そして告発者には刑事裁判の原告として立つ意思の有無を問えというものだった。これは実質的には委員会のことであり、委員会はこれを快諾している⁽³⁹⁾。

こうした不穏な空気の中でシュレットシュタットのアポロニア・クレーマーという女性がケステンホルツの裁判所に訴えられたことから大迫害は始まった。養老院で暮らしていたアポロニアは目立つ存在だったらしく、自らへの魔女中傷に対する名誉毀損訴訟とこれへの対抗訴訟に巻き込まれたのである。彼女を巡るいざこざを処理するため養老院は法律家に鑑定を依頼する。鑑定結果はアポロニアを怪しいと見て逮捕・拷問を認めるものだった。こうして彼女は逮捕され、仲間の名前を自白した⁽⁴⁰⁾。これがきっかけとなり芋づる式に容疑者が逮捕されていった。この年の終わりにはその数は30名を越えるまでになる。さらにケステンホルツの上述2名の魔女の自白内容にもシュレットシュタットの住民が登場している筈として、市はケステンホルツに調書の閲覧を求めている。翌年1630年にも迫害は続いて、やはり30名以上の犠牲者を数えており、1631年には少なくとも6名が処刑される。途中1632年暮に町はスウェーデン軍に占領されて魔女裁判は一時途絶えているが、占領中でも完全になくなったわけではなく、1634年に一人、占領軍がフランス軍に交代してからも1636年、1638年と2年おきに一人ずつ処刑されている。そして1641年から1642年にかけて半年ほどの間に再び15人が処刑されている。

ところで市の文書館には15世紀からの主に民事訴訟に関して証人の事情聴取記録を集めた史料群が残されている。さらにこれに加えて市参事会議事録の中にも魔女中傷を理由とした多くの名誉毀損訴訟が含まれている。1610年代から1640年代にかけての時期のこれら文書を追っていくと、この迫害の波に呑まれた犠牲者にある傾向的な変化を読み取ることができる。名誉毀損訴訟と言っても喧嘩の中の行きがかりで「売女、魔女(hur und hex)」と罵られたような場合は後を引く危険性は低く、魔女裁判には通常発展しない。そうした訴訟も多いが、実際に魔女として逮捕され訴追された者で名誉毀損訴訟の原告になっていた者が13名を数える⁽⁴¹⁾。彼らは逮捕の直前になって訴えることもあるが、例え

⁽³⁹⁾ AMSt, Z117/139/№38-44; 委員会については vgl. Walter Rummel, *Bauern, Herren und Hexen. Studien zur Sozialgeschichte sponheimischer und kurtrierischer Hexenprozesse 1574-1664*, Göttingen 1991.

⁽⁴⁰⁾ AMS, BB 83, fol. 28-31, 44, FF 35a (Consilium vber Appolonia Krämerin), FF 37, fol. 1r-4v.

⁽⁴¹⁾ AMS, BB 83 (1616), fol. 79-80, 107-108, 201, 213-214, 227; BB 83 (1627-1628), fol. 17-18, 72, 172-173; BB 83 (1629-1631), fol. 23-25, 28-31, 44, 56-62, 90, 168, 267, 274-275, 292, 299, 461-462; BB83 (1631-

ば寡婦アグネス・マイのように逮捕の十数年前から事情聴取記録に何度も原告として名前が挙がっている人物もいる。彼ら13名のうち11名は1630年の前半までに、つまり迫害の波の前半に処刑されている。そして迫害の後半期は事情聴取記録からも参事会議事録からも、魔女中傷にまつわる名誉毀損訴訟は大きくその数を減らしている。

これが意味するのは、迫害の前半期では都市住民からの嫌疑と告発が魔女裁判の中では大きな役割を占めており、都市当局による訴追はある意味でこうした住民の訴えに対する司法官の応答だったということである。このことは事件の処理に関する他領との書簡のやり取りからも見てとることができる。町が魔女の噂で落ち着かない空気に包まれる中、市は帝国修道院領アンドラウに逮捕した魔女の尋問方法について指南を求めているのである⁽⁴²⁾。市は1626年から1629年の4年間の間に少なくとも4件の鑑定をフライブルクに依頼している⁽⁴³⁾。そもそも大学法学部の鑑定は高額のため十都市同盟加盟の都市から学部鑑定を依頼することは非常に稀で、確認できたのはコルマルがシュトラスブルク大学に依頼した1件のみである⁽⁴⁴⁾。他は付き合いのある法律家に個人的な鑑定を依頼する形が主で、それも非常に少なく、また書式も簡単である。シュレットシュタットの鑑定も大学で活動していた個別の鑑定人のものであるが、それでも書式は他の都市に比べて整っており、また4年間で4度という依頼頻度は突出している。つまり迫害前半期の市は魔女の処断について確固とした方針を持たず、迷いや揺れがあったことが読み取れる。

ところが迫害後半期では事情が大きく変わる。大学鑑定は1件だけに減り、魔女中傷が訴訟の場に持ち込まれることも激減する。つまり拷問で被告の口から引き出した共犯者を逮捕する速度が住民からの魔女告発を追い越してしまったのである。まず住民の間で噂が広がり、機が熟して告発に至るという通常のパターンはもはや見られなくなり、共犯者の自白と逮捕という手続きの自動化が進む。この時点で町は魔女狩りパニックに陥っていただろう。

この時期を通じて市書記の職にあったマティアス・フェクトリンこそは大量迫害を主導した人物だったと思われる。フライブルク大学で学んだ彼は同時に両法修士でもあり市

1634), fol. 664-669, 676-681; BB 83 (1635-1637), fol. 59; AMS, FF-enquêtes (1615-1616), fol. 300-307, 399-402; FF-enquêtes (1626-1627), fol. 94-100, 177-189, 330-352, 371-387; FF-enquêtes (1628-1634), fol. 228-237, 246-251, 283-290, 294-298, 304-305.

⁽⁴²⁾ AMS, FF 35, Brief von Andlau (17.5.1628).

⁽⁴³⁾ AMS, FF 35 Consilium 2.8.1629, FF 35a Consilium betref. Martin Sauren 12.8.1626, Consilium criminale Martin Sauren 21.10.1629, Consilium vber Appolonia Krämerin 1.4.1629; vgl. Clausdieter Schott, Rat und Spruch der Juristenfakultät Freiburg i. Br., Freiburg i. Br. 1965, S. 30, 65.

⁽⁴⁴⁾ AMC, FF 365/65; vgl. Johann Friedrich Schmid (Hrsg.), Consilia Argentoratensia sive illustria iuris reponsa vol. I, II, Straßburg 1642; Johann Schilter (Hrsg.), Consilia Argentoratensia, vel illustria juris reponsa a Marco Ottone, ..., (consiliorum Argentoratensium, Volumen Novum), Strasbourg 1701.

の法律顧問も務めていた。彼が学んでいた時代のフライブルクにはカトリックの法学者フリードリヒ・マルティニが教鞭を執っている。マルティニは魔女犯罪の本質的要素を悪魔との契約の中に見ていた⁽⁴⁵⁾。その熱心な勤務ぶりでエンジスハイムのハプスブルク官房からも覚えがめでたかったフェクトリンがこの学説の影響を受けていたことは十分に考えられる⁽⁴⁶⁾。

当時のシュレットシュタットがハプスブルクの官房と極めて密接な関係にあったことは様々に確認できる。前のシュトラスブルク司教でオーストリア大公のレオポルトは魔女迫害に積極的であっただろうことが指摘されているが、イエズス会を援助してモルスハイム、さらに1614年にはシュレットシュタットにもイエズス会の学校を設立している⁽⁴⁷⁾。1629年にルター派の数家族の具体的な名前を挙げてその追放を市に直接要求するなど、レオポルト大公はシュレットシュタットにも強い影響力を行使している。シュトラスブルク聖堂参事会はハプスブルク家の強い影響下にあったが、その所領であるケステンホルツとの緊密な協力もこうした関係を裏付ける。シュレットシュタットのイエズス会は魔女狩りの旗振り役こそ演じていないが、世俗当局の迫害には何の疑問もなくこれを是認している⁽⁴⁸⁾。

他の町で寛大な処置を受けてもここでは通用しなかった。1638年に都市オーバーエーンハイムはマルティン・ブラウンという13歳の少年に事情聴取を行なった。盗癖のあるこの少年は学校教師に問い質され、悪魔に誘われて魔女のダンスに行ったことを話したからである。彼を放校処分にしたこの教師は別の町に移り、新しい教師も彼の受け入れを拒否して市からの追放を願った。市当局は少年にパンを与えて市門の外に出したが、彼はすぐに舞い戻ってきた。参事会は以前の教師に相談するが、この教師は市に知らせずに少年をシュレットシュタットの親族の所に連れて行ったのである。シュレットシュタットは懺悔証明書を所持する少年の話を用せず、逮捕して取り調べ、拷問なしで自白を引き出した。盗みとそのために父親に折檻されたこと、他の少年を誘惑しようとしたことなどを供述し、処刑されたのである。シュレットシュタットは詳しい状況をオーバーエーンハイムに書き送っている。マルティン・ブラウンの共犯者がオーバーエーンハイムとその近辺に隠れ住

⁽⁴⁵⁾ H.C. Erick Midelfort, *Witch Hunting in Southwestern Germany 1562-1684. The Social and Intellectual Foundations*, Stanford 1972, pp. 61-62.

⁽⁴⁶⁾ Jeanne Sauvageot, « Mathias Voegtlin de Sélestat et trois Voegtlin de Colmar avocats au Conseil souverain d'Alsace », *Bulletin du Cercle généalogique d'Alsace* 127/3 (1999), pp. 461-465.

⁽⁴⁷⁾ Louis Schlaefli, *La sorcellerie à Molsheim, 1589-1697*, Hoerdt 1993, pp. 151-152.

⁽⁴⁸⁾ Joseph Gény (bearb.), *Die Jahrbücher der Jesuiten zu Schlettstadt und Rufach 1615-1765*, Strasbourg 1895, S. 33, 39, 46.

んでいる筈だから、手紙の内容を近隣の他領官庁にも広く知らせてほしいというもので、魔女の秘密セクト撲滅に並々ならぬ熱意を示している。オーバーエーンハイムもシュレットシュタットからの通報を無視していたわけではない。マルティンに誘惑された少年の家の近辺で聞き込み捜査をやり、他にも家宅捜索をやって、その結果具体的な証拠は掴めなかった旨をシュレットシュタットに返信しているのである⁽⁴⁹⁾。いずれにしてもこの事件に関連して誰かが逮捕されたという記録は見当たらない。

シュレットシュタットの迫害の犠牲者は年齢も社会階層も様々で、女性がほぼ9割を占めていたということ以外、特定の傾向を掴むのは困難である。また政治的要素が絡んだ様子も見られない⁽⁵⁰⁾。1629年前後は確かにアルザス全域で天候不順を背景にした大きな迫害が起こっており、この町の迫害もその文脈を考慮する必要がある⁽⁵¹⁾。比較の問題ではあるが、自白調書に見るサバトの描写は他の都市に比べると確かに詳しい。参加者の名前だけでなくその役割と階層、悪魔の様子、サバトへ向かう乗り物、供される飲食物など、他の都市では省かれることの多い描写が随所に見られる。サバトの場所は隣町ケステンホルツが選ばれることが多い。シュレットシュタットの迫害は明らかに組織犯罪集団としての魔女の撲滅というイデオロギー的使命感が大きな推進力だったように見える。

ところでシュレットシュタットと並んでもう一つ裁判件数の多いハーゲナウの事情を説明しておかねばならない。この町で訴追された者の数はシュレットシュタットのそれに比肩できるほど多い。しかし市と帝国代官府との関係を考慮に入れると様相は違って来る。ハーゲナウは直轄の3ヶ村以外に周辺に約40に及ぶ帝国直属村に取り囲まれるように位置していた。この帝国直属村を統括するのは帝国代官府であるが、流血裁判権はハーゲナウ市にあり、魔女嫌疑を受けた者は代官府の役人が市に引き渡して、そこで裁判が行なわれる仕組みになっていた⁽⁵²⁾。市はこれを概ね受け入れていたが、場合によっては拒否することも可能だった。ハーゲナウが代官府を通じて受け入れた被疑者の数は全体の半数を上

⁽⁴⁹⁾ AMO, FF 20a, Brief von 10.2.1638, 12.2.1638, 21.2.1638, 24.2.1638; AMS, BB83 (1637-1640), S. 247, FF 37, fol. 271r-274r.

⁽⁵⁰⁾ 迫害のごく初期と最終期に参事会員ガマリエル・ルーマンの名前が被告の口から出るが、参事会はむしろ彼を庇う姿勢を見せている。AMS, FF 34 Vergicht Max Rumpels, FF 37, fol. 277v-282v, 299r-302r, 305r-308r, 311r-321v.

⁽⁵¹⁾ 1628年まで数年間にわたって夏の天候が悪く、葡萄の収穫は打撃を受けていた。また1629年には疫病が猛威を振るっている。近隣のストラスブール司教領ペンフェルトでも1629年に大迫害を経験している。Claude Muller, *Chronique de la viticulture alsacienne au XVII^e siècle*, Riquewihr 1997, pp. 76-87; P. F. Malachias Tschamser, *Annales oder Jahrs-Geschichten der Baarfüseren oder Minderen Brüdern S. Franc. ord. insgemein Conventualen genannt, zu Thann, 1864 Colmar*, S. 434; Jean-Jacques Meyer, *Chronique strasbourgeoise de Jean-Jacques Meyer. L'un des continuateurs de Jacques de Koenigshoven* (trad. par Rodolphe Reuss), Strasbourg 1873, p. 125.

⁽⁵²⁾ Becker, *Die Reichsdörfer der Landvogtei und Pflege Hagenau*, in: *Zeitschrift für die Geschichte des Oberrheins* 53 (N.F. 14), S. 207-247.

回っており、これを差し引くと、市が自らの判断で捕縛、尋問したのは40例に止まっている。さらに注目すべきは自らの住民と外から受け入れた被疑者とでは市の対応に違いが見られることである。市はしばしば外からの被疑者の受け入れを渋っており、帝国代官府は速やかに受け入れるよう要求している⁽⁵³⁾。また受け入れてもこれを釈放してしまったり、逆にごく短い調べですぐに処刑してしまったりと、魔女の詮議にあまり熱心でなかったようである。一方では自らの住人に対しては時間をかけて慎重に調べていたのである。これに対しては代官府の役人からも苦情が出される始末であった⁽⁵⁴⁾。

ハーゲナウでは魔女を取り調べるメンバーに学識法曹が加わっている。ところが実際には法律家はともすれば決定過程から排除されがちだったようである。1627年の参事会議事録には、今後供述調書などの裁判資料を見せてもらえないのならば自分はもう評決に加わることはできないとボース博士が不満を露わにしたことが記されている⁽⁵⁵⁾。

6. メディアと都市司法官

前章で紹介したような史料でもって、帝国都市の司法官はすべて学識のない人々だったというイメージを持つなら、おそらくそれは事実の半面しか捉えていないことになる。財産のある彼らは高価な書籍を買い求めることもできたし、教養は市の指導層にふさわしいものだった。

都市の司法官がどういった書物に接していたのか、詳しいプロソポグラフィの研究がない現状ではほとんど解明する余地がない。僅かに市の図書館に残されている古書籍の目録から市のエリート層が残したと思われる書物の傾向を推し量ることができる⁽⁵⁶⁾。ハーゲナウについては参審人であったシャイトなど私的な書庫を持っていた人物がいたことが分かっている。16世紀までにハーゲナウで印刷され市の図書館に所蔵されている書物の目録にはギリシア、ローマの古典、教父の著作、中世の神学、医学の文献が主で、魔女狩りへの賛否両論含めて悪魔学の文献は含まれていない⁽⁵⁷⁾。

⁽⁵³⁾ AMH, BB 57, fol. 77v, fol. 256v; Klélé, S. 60-61.

⁽⁵⁴⁾ AMH, BB 57, fol. 85r, BB 61, fol. 131r.

⁽⁵⁵⁾ AMH, BB 61, fol. 128v; Klélé, S. 112.

⁽⁵⁶⁾ 以下 Wolfgang Behringer (Hg.), *Hexen und Hexenprozesse*, München 1988 及び Diane M. Del Cervo (ed.), *Witchcraft in Europe and America. Guide to the Microfilm Collection*, Woodbridge 1983 を元に抽出した200名余りの著述家について1660年以前に出版された著作物の所蔵の有無を調べた。

⁽⁵⁷⁾ Blum, *op. cit.*, p. 45.; André-Marcel Burg, « Catalogue des livres des XV^e et XVI^e siècles, imprimés à Hagenau, de la bibliothèque municipale de Hagenau », *Études haguénoises* 1957 t. 2, pp. 21-144, 1981 t. 7, pp. 25-30.

一方 16 世紀前半までに多くの人文主義者を輩出してアルザスにおける知の一大中心地となっていたシュレットシュタットであるが、この町の図書館は文芸家たちの寄贈を得て知識の集積庫としての存在感を増しつつあった。この図書館は元々 1440 年に設立されたラテン語学校の図書も含んだ教区図書館として各修道会や個人からの寄贈を受けて発展してきた。15 世紀のベアートゥス・レナーヌスの遺贈を基にした市の図書館と 18 世紀に合体して現在の人文主義図書館に引き継がれるが、フランス革命時に多くの蔵書が失われている⁽⁵⁸⁾。

大量迫害を経験したここでも蔵書は神学や説教集をはじめ哲学、医学、数学、法学から年代記、文法理論、詩にまで広くまたがるが、少なくとも今日広く知られているような悪魔学ないしはそうした内容を含む著作は意外にも少数しか見当たらない。シュレットシュタット出身である H・インスティトーリスの『魔女への鉄槌』も見当たらない。M・デルリオの著作はあるが、1633 年の版であり、大迫害のピークは既に過ぎている。但し J・ニーダーの『蟻塚』、J・ヴァイアーの『ラミア論』、U・テングラーの『素人鑑』が所蔵を確認できる。注目すべきは複数の著述家による魔女論のアンソロジーとして編まれた『魔法使いたちについての劇場』で、これはエリート悪魔学の議論を手取り早く参照できる参考書として活用されていた可能性がある⁽⁵⁹⁾。しかしこの本の締めくくりはヴァイアーからの抜粋が選ばれており、アウグスティン・レルヒアイマー（ヘルマン・ヴィテキントの筆名）のように魔女狩りには批判的だった人物の論稿も入っている⁽⁶⁰⁾。そもそもプロテスタントのアブラハム・ザウルによる編纂ということもあって、カトリックのこの町で広く推奨されたり、これが影響して迫害を後押ししたとは考え難い。むしろ前掲ルッツによるシュレットシュタット魔女裁判の報告が掲載されていることで、商業的に成功したこの本を誰かが入手・所蔵していたと考えるのが妥当だろう。影響があったとしてもごく限定的だったと思われる。いずれにせよハーゲナウと比較するとシュレットシュタットには悪魔学文献が少しは確認できることから、迫害の激しさに関連づけることは不可能ではなからうが、このことだけで当時の知識人の知的傾向について何かを即断して言うことはできないし、

⁽⁵⁸⁾ Joseph Gény, *Geschichte der Stadtbibliothek zu Schlettstadt*, in: *Festschrift zur Einweihung des neuen Bibliotheksgebäudes am 6. Juni 1889, Straßburg 1889*, S. 1-75; Paul Adam, *Der Humanismus zu Schlettstadt. Die Schule, die Humanisten, die Bibliothek, Sélestat 1982*, S. 73-90.

⁽⁵⁹⁾ Abraham Saur (Hg.), *Theatrum de veneficis. Das ist: Von Teufelsgespenst, Zauberern vnd Gifftbereitern, Schwartzkünstlern, Hexen vnd Vnholden, vieler fürnemmen Historien vnd Exempel* ..., Frankfurt am Main 1586 この本には魔女の自白調書からの抜粋も含まれている。

⁽⁶⁰⁾ ヴィテキントについては Jürgen Michael Schmidt, *Glaube und Skepsis. Die Kurpfalz und die abendländische Hexenverfolgung 1446-1685*, Bielefeld 2000, S. 205-211.

さらに精査が必要であろう⁽⁶¹⁾。一方ハーゲナウについてもかつて多数の悪魔学文献が存在したにもかかわらず散逸してしまった可能性はあるが、彼らの教養や関心が当代の悪魔学とは別の方向を向いていたという可能性の方をまずは検討してみる必要があるように思われる。少なくとも当時の都市エリートが悪魔学文献に親しんでいたという積極的証拠がシュレットシュタットを除いて現時点で見出せず、シュレットシュタットについても強力な証拠を欠いていることは確認しておいてよい。ちなみにボダンの『悪魔狂』をドイツ語に訳したのがシュトラスブルクと縁の深いヨハン・フィッシャルトであり、出版地もシュトラスブルクであることから、アルザスにおけるボダンの影響は問うに値する問題と言える。しかし少なくとも十都市同盟の諸都市では今のところボダンの痕跡はまったく見出せない。

もう一つ悪魔とその権能、魔法の能力についての言説の他に自然魔術に対する関心も彼らは薄かったのではないかと推測させるのが、前述カイザースベルクのザロメの自白にも出てくるクリゾリトウスという石についての司法官の証言である。この石について14世紀には自然学者のコンラート・フォン・メーゲンベルクが夢魔の予防効果、悪霊を払う効果について記している⁽⁶²⁾。被告側証人尋問でも触れられていて、クリゾリトウスという石に悪魔を追い払う効力があると思うかと問われている。石の効能について質問された市の司法官は、全員が端的に知らない、聞いたこともないと答えているばかりか、そういう知識についてはそもそも関心を示していない。参事会員のテング・フューナーは「そんな石があるのなら高く買ってくれる人がいるんじゃないか⁽⁶³⁾」と冷やかに答えている。こうした被告側の証言からすると、この話題は教唆によるものではなくザロメ本人の口から出たと考えられる。証人尋問にはこの石をザロメ支援者の妻が持っていたのではないかという質問があることから、ザロメとその知人たちの間ではこの魔除けの石についての知識は共有されていたのであろう。

モノ自体が持つ意思にも等しい共感と反発という力、大宇宙に対応したその相関関係に考えを巡らすのは知識人魔術の世界であるが、多くの民間魔術にも知識人魔術の断片化さ

⁽⁶¹⁾ Paul Adam, « Catalogue sommaire des manuscrits de la Bibliothèque de Sélestat » dans : Id., *L'humanisme à Sélestat*, Sélestat 1962, pp. 95-145 ; Joseph Walter, *Catalogue général de la bibliothèque municipale. Incunables & XVI^e siècle*, Colmar 1929 ; Id., *Catalogue général de la bibliothèque municipale. Les livres de 1600 à 1923*, Colmar 1923 ; Michael A. Pegg, A catalogue of german Reformation pamphlets (1516-1550) in libraries of Alsace Part III : Haguenau, Sélestat, Mulhouse, Bouxwiller 2004 ; La Bibliothèque Humaniste numérique, http://bhnumerique.ville-selestat.fr/client/fr_FR/bh/? (30.11.2016) ; なお人文主義図書館は2018年まで閉館しており、現在これ以上の調査は不可能である。

⁽⁶²⁾ Konrad von Megenberg, *Das Buch der Natur* (hrsg. von Franz Pfeiffer), Stuttgart 1861, S. 442 ; vgl. Hanns Bächtold-Stäubli (Hrsg.), *Handwörterbuch der deutschen Aberglaubens*, Berlin 2006, Art. Chrysolith.

⁽⁶³⁾ ADBR, 3B 307/2/55, fol. 207v.

れた知識が実際の問題解決の手段として紛れ込み、流通している。しかし市の司法官はそうした知識の伝達回路とは縁遠かったようである。オーバーエーンハイムは1645年にトーマス・ヤコブという男を捕らえて尋問している。治療師、魔女発見人として活動していたこの男は自分の技を参考書から学んだと白状した。彼が参照していたのはヴォルフガング・ヒルデブランドの『自然魔術』で当時からよく知られた魔術書であるが、この本をトーマスに提出させた市当局はわざわざ詳しい書誌情報を書き出している。どうやら市はそれまでこの本のことを知らなかったようなのである⁽⁶⁴⁾。

魔女観念が普及する際の情報源としては書物の他に絵入り新聞やパンフレット類の文献も重要であろう。しかしもう一つ官庁の間でやり取りされた書簡の役割は見逃さないように思う。調査した諸都市に関しては魔女絡みの書簡は現在のところ150通余りを確認しているが、実はその中のかかなりの部分は先行する問い合わせに対する返答であり、片方が失われている場合が多い。さらに同内容の手紙を複数の宛先に発送したことが記録にあるもの、度重なる照会にもかかわらずまだ返事をもっていないと督促する内容の手紙もあり、未調査や完全に失われてしまった書簡を含めると実際にはこの数倍に上ると推測される。そして手紙の内容からして文書に残されない口頭での情報交換が密に行われたと推測させるものもある。役人が日帰りで直接出向くことが可能な距離のシュレットシュタットとケステンホルツの間の情報のやり取りは文書記録だけでは追い切れない。そして何よりもこうした文通は現在進行形の事態についての生きた情報のやり取りだったことが重要である。不特定多数に向けられた情報の発信と受容のプロセスが事態の単なる観察者・解釈者の存在を許容するのに対し、業務に関して特定の名宛人に向けられる発信はほぼ必然的に相手の反応を期待しており、その意味でこうしたやり取りは動的だと言える。司法官の思考の方向付けにとって動的な情報交換の切迫度は他のメディアに勝るとも劣らないものだった筈である。

7. 都市裁判官の思考の特徴 — 悪魔学的知の選択的適用

自白調書の中に登場する悪魔は顔と手足を持ち、人間の言葉を喋るペテン師にして悪の仕掛け人であり、分かり易い存在である。ところが魔女裁判の証人尋問、つまり隣人たちの証言の中にはこうした悪魔はほとんどと言っていいくらい登場しない。魔女の被疑者が

⁽⁶⁴⁾ AMO, FF 20a/39; Wolfgang Hildebrand, *New augirte weitverbesserte und viel vermehrte Magia Naturali, Erfurt 1664* 但し尋問調書に記載されているのは1625年にイエーナで印刷された版である。

「黒服の男」と一緒に居るのを見たというのがせいぜいで、大半は被疑者の周囲で起きる不気味な出来事、当事者の意味不明で不審な挙動について証言するものばかりである。「悪魔にさらわれる」といった表現は一般的であり、一般の人々の近くに悪魔がいないわけではない。しかしそれはエリート悪魔学のそれにおけるような人格化された悪の結晶としてのそれではなかったようである⁽⁶⁵⁾。悪魔と言っても冥界や闇とも結びついた何か不分明な不安を象徴するものであり、はっきりした形象を取らないことも多い。住民たちが恐れるのは人格化された悪魔の手先としての魔女ではなく、魔女自身の持つ不気味な属性の方であり、魔女自身が悪魔的存在だったのである。1628年のテュルクハイムの裁判で証言した複数の証人たちは被告ウルスラ・ムマーティンが客に振る舞うために料理した揚げパンについて語っている。揚げパンは鍋を飛び出して部屋の中を飛び跳ね、平鍋にぶつかってこれに穴を開けてしまったというのである。彼らはこの話をウルスラの日常の挙動と並べて証言している。そしてこの常識では考えにくい出来事の原因については語ろうとしない。そこで語られているのはただウルスラが関わって起こる出来事の不思議さである。ところが参事会の自白調書の中ではウルスラが悪魔にもらった粉をパン生地の中に練り込んだのだと説明され、そのことが揚げパンの異様な挙動の原因であるかのように示唆される⁽⁶⁶⁾。悪魔の粉や悪魔の軟膏、悪魔にもらった杖といったものは便利な説明である。それらは不可思議な現象の由来を明快な言葉で表現し、かつそれ以上の説明を不要にする。悪魔とそれが提供するものはそれ自体人間の感覚を超えており、それ以上問うこともできなければその必要もなかったのである。

では都市の裁判官たちは本当に魔女観念とは隔たった明るい「合理的」な世界に住んでいたのだろうか。おそらくそうではあるまい。中小帝国都市の司法官たち、少なくとも参事会員は職能団体ともつながりが深く、一般市民と大きな意識の差はなかったであろう。都市手工業者の観念世界でも説明のつかない不思議なこと、謎めいたことへの不安は大きな意味を持っていた。だからこそ彼らからは執拗に魔女告発が出てくる。しかし学者とは違って彼らの思考は実際生活に方向付けられていた。都市司法官たちの判断基準になっていたのは書物よりもむしろ自らの経験から得られた知識と感覚であったと言える⁽⁶⁷⁾。彼ら

⁽⁶⁵⁾ シモンが調査したレーブラウ溪谷でも善と悪との平衡の上に成り立つ精神世界では悪魔は日常の中に遍在している。Maryse Simon, « Sabbats et apparitions diaboliques dans le Val de Lièpvre aux XVI^{ème} - XVII^{ème} siècles », dans : *Cahier de la Société d'histoire du Val de Lièpvre* 26 (2004), pp. 43-56.

⁽⁶⁶⁾ AMT, BB 17, fol. 57v-59r, 60v-63r ; André Billich, « Un procès de sorcellerie à Turckheim en 1628 », dans : *Actes du 104^e Congrès national des Sociétés savantes, Bordeaux, 1979, Section d'histoire moderne et contemporaine*, t. II (1980), pp. 407-410.

⁽⁶⁷⁾ 1650年の魔女裁判で被告の弁護を担当したコルマールの市参事会員アンドレアス・ザントヘルは、被告が女性の弱さとメランコリーのせいで悪魔に惑わされてしまったと主張している。引用こそし

の仕事は都市の平和を危うくしかねない個別の犯罪を糾明することであって、感覚を超えた世界を整合的に説明することではない。彼らは直接に知覚できるものを超えた世界のことについて学者のように延々と議論することはできなかった。魔女裁判を長引かせることは経費の問題に直結したからである。不気味で説明のつかない現象を説明する代わりに彼らは感覚を超えた闇の世界を闇のままにしておいた。少なくともそれが実際生活に脅威と感じられない限りは。

こうした都市司法官の態度を考える際には帝国都市が置かれていた政治状況と制度的枠組みを頭に入れておく必要がある。アルザスの帝国都市は早くに貴族を追放して商業・手工業都市として発展してきた⁽⁶⁸⁾。市民はツンフトに組織され、それを通じて都市の支配機構の中に統合されている。市の参事会員は現役で手工業を営むか、財産だけで生活できる場合でも以前の職業の記憶を保持している⁽⁶⁹⁾。参事会の任務は周辺諸侯からの陪臣化の圧力の中で帝国都市としての独立性を守り、市壁内の平和を維持することである。さらに本格的大都市とは違って市民と市の支配層との距離はそれほど離れておらず、個別の情報のやり取りが可能であったことも重要である。参事会は市民の不満を増大させないことに意を用いており、その意味からも概して処刑された魔女の財産没収には極めて消極的だった。16、17世紀を通じて帝国小代官府は財産没収のため再三にわたって帝国都市に財産目録の作成を要求していたが、これに対し都市側は無視や慣習法を盾に取っての反駁で抵抗している⁽⁷⁰⁾。

いずれにしても簡単に説明のつかない個別の災難が魔女の仕業という形で住民の側から告発されてくる時、当局はそれを魔女事件として取り上げざるを得ない。その際彼らは知識人によって練り上げられた悪魔学の枠組みを無批判に受け入れて利用している。彼らにはエリート悪魔学を批判する理由もない。しかしその際の情報源となったのはおそらくはあれこれの文献から直接仕入れた知識というより、官庁間の文通を通して謂わば「常識」

ていないが彼の議論にはヴァイアーを彷彿とさせるものがあり、都市エリートが悪魔学関係の文献知識と無縁だったとはもちろん考えられない。しかし元々宿屋を家業としていたザントヘル家はその後後継の多くが商人としての活動に専心しており、実生活を重んじる家風であったことは彼らの心性を理解する際の材料になろう。AMC, FF 365/73; Eugen Waldner, *Allerlei aus dem alten Colmar*, Colmar 1894, S. 14-22; Lucien Sittler, « Notice sur la famille Sandherr », dans: *Annuaire de la société historique et littéraire de Colmar* 1950, pp. 57-65.

⁽⁶⁸⁾ André Marcel Burg, *Patrizier und andere städtische Führungsschichten in Hagenau*, in: Hellmuth Rössler (Hg.), *Deutsches Patriziat 1430-1740*, S. 353-375.

⁽⁶⁹⁾ 例えば前述カイザースベルクのプロッシュエッサーは本来の職業が皮鞆士であり、当時は葡萄栽培で生計を立てていた。他の参事会員も多かれ少なかれ何らかの営業とのつながりを保っている。なおミュンスターだけはツンフトが存在しない。

⁽⁷⁰⁾ ADBR, C44/85; ADHR, 1E75/46, 1E76/11; AMM, FF2/11, FF2/16; 小代官府は実質上没収財産の半分を手中にできた。Becker, *Reichsvogtei*, S. 218.

と化した魔女像だったのではないか。それは「常識」であるだけに漠然としていてその中身を深く問われることはない。定義することも難しい。その淵源は多くを知識人の悪魔学に負っているだろうが、それだけに素人には深入りできない難しいテーマだった筈である。犯罪概念としての魔女観念は常識であるが故に誰も反対できないが、実は誰も深くは理解していない、在地司法の担い手たちの間ではそうしたものとして広まっていったのではないか。

普及していた犯罪概念としての魔女観念は、端的には魔女のサバトに代表される集団的悪魔礼拝と陰謀組織、空中飛行、個人や共同体を攻撃する害悪魔術といったものの複合体である。それは神と人間の共同体からの離反という信仰犯罪と実害をもたらす世俗犯罪を併せ持っている。こうした複合体としての魔女観念を受け入れている都市司法の担い手たちは、しかしながらそれらすべての要素を一々忠実に考慮していたわけではなかった。彼らは都市の実情に合わせてそれを選択的に適用していたのである。都市の支配構造にとって切迫感の薄い要素はおおむねに帳尻合わせの材料として扱われ、本来の彼らの関心、つまり個別害悪魔術の解明に集中した。そこでは神の秩序からの離反、共同体全体への悪魔的な策謀という世界観的要素は背景に退いている。

8. おわりに

魔女観念は様々な部分要素を組み合わせたものであり、一括してこれを信じるのか、どの程度信じるかといったものではない。すべての要素が首尾一貫した論理で繋がれているわけではなく、部分的に脱落したりつけ加わったり、入れ替えも可能な観念複合体だと言える。帝国都市は複合観念としての魔女像を受け入れ、枠組みとして利用した限りで、通常感覚では説明のつかない不可思議な災厄を魔女の仕業として解釈する素地が存在した。その限りで帝国都市には魔女迫害はいつ起こっても不思議ではないし、実際にも迫害を経験している。しかし精神的な罪を基調とした組織犯罪としての魔女像の影が薄かったことは、連鎖的迫害に対するブレーキの役割を果たしている。十都市同盟の諸都市が概ね比較的穏やかな迫害に留まっていた理由もこれで説明できるだろう。そしてこうした穏やかな態度は魔女と悪魔についての先鋭な理論闘争を経た結果ではなく、むしろ日常生活に密着した経験的合理性から来るものだったように思われる。悪魔学の言説を生真面目に受け取っていたらしいシュレットシュタットでは、文献知識も何がしかの役割を果たしたであろう。ただ市の指導層の悪魔学的見識については未解明の部分が大きい。迫害の時系列

的パターンと考え合わせると、外部との情報交換、それによる態度形成という側面はやはり無視できないように思われる。

エリートの洗練された魔女言説と魔女迫害の実相とをつなぐという最初の問いに戻ると、本稿ではもとよりこの困難な課題に答えることはできていない。対象も帝国都市という環境に限定され、また調査も依然続行中である。本文に掲げた統計も現時点でのものであり、今後変わる可能性がある。ただ魔女迫害の現場の側に着目すると、魔女観念は現場の実情に合わせた変容を被っていたのだということは大枠で主張してよいと思う。